

うんどうひろ ば とう り ようりょうきん 運動広場等の利用料金について

① 開場時間

■ テニスコート・運動広場

(4月・9月) 9:00~18:00

(5月~8月) 9:00~19:00

(10月~3月) 9:00~17:00

■ テニスコート兼フットサルコート

(通年) 9:00~20:00 (夜間照明あり)

② 利用料金

区 分	区 分	1時間
運動広場	一般	400円
	生徒等	200円
テニスコート	一般	600円
	生徒等	300円
テニスコート兼フットサルコート	一般	600円
	生徒等	300円

※上記の利用料金とは別に下記の季節時間帯において、夜間照明代100円がかかります。

(4月・9月) 18:00~20:00

(5月~8月) 19:00~20:00

(10月~3月) 17:00~20:00

備考

- 入場料その他これに類するものを徴収するときは、当該使用区分に係る専用基本利用料金の10割を加算します。
- 「生徒等」の区分は、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。
 - 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が専ら使用する場合
 - 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合
 - 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において使用する場合

堺市立人権ふれあいセンター 指定管理者JSAグループ

〒590-0822 堺市堺区協和町2-61-1

TEL : 072-244-8785 FAX : 072-244-4100